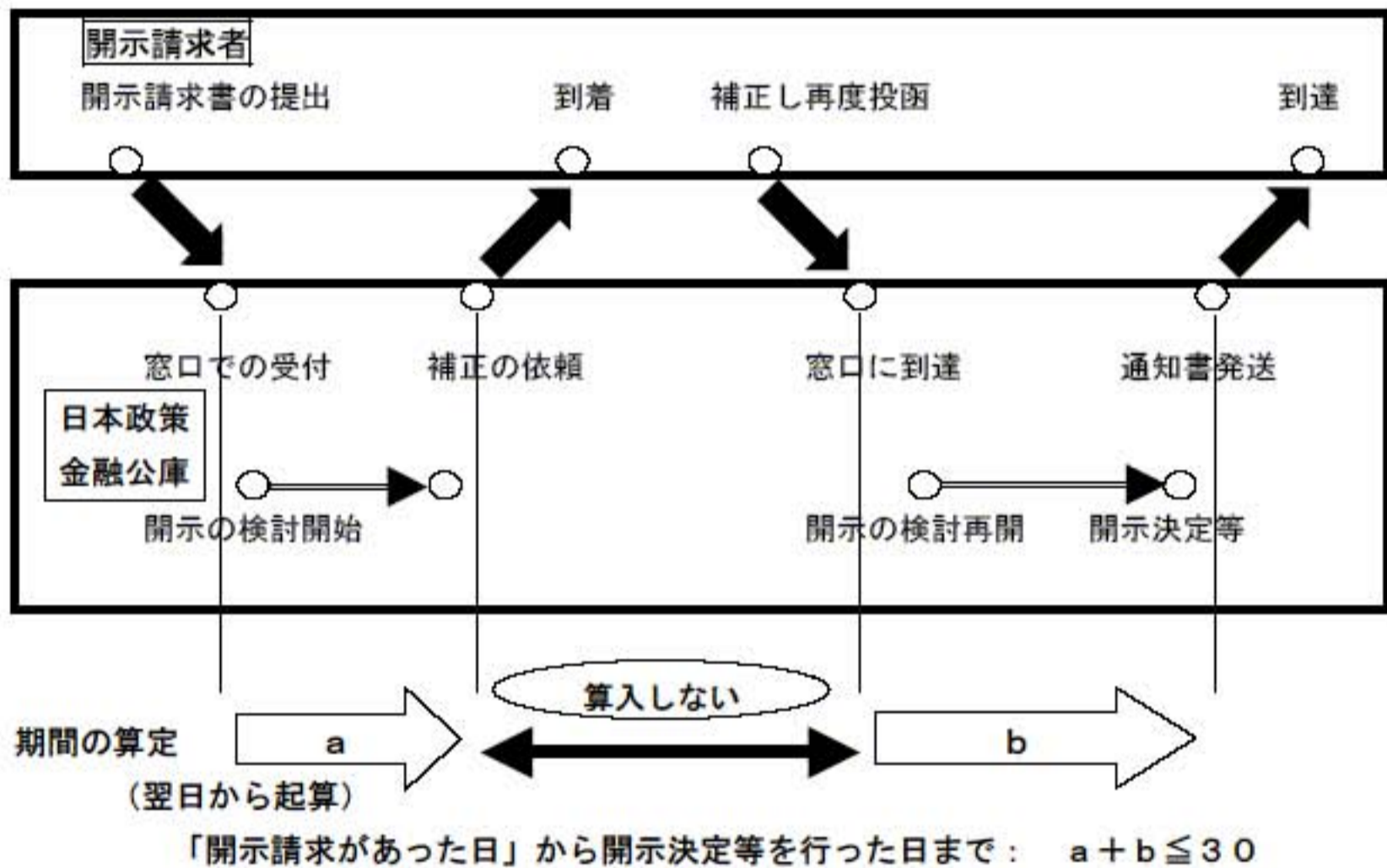


開示決定等に関する注意事項

開示決定等の期限

開示請求をされた文書（保有個人情報）については、開示請求をされた日の翌日から数えて30日以内に開示、不開示等の決定が行われます。ただし、開示請求書の補正が行われた場合には、当該補正に要した日数はこの30日間には算入されません。



開示決定等の通知

開示決定等は、書面により通知され、この通知書が開示請求者の手元に届くには開示決定期限に加え日数を要しますのでご注意ください。

また、この通知日と文書（保有個人情報）の開示日は異なりますのでご注意ください。